

新ストップ!過労死 2015年2月18日発行 全国ニュース 創刊号



発行：過労死等防止対策推進全国センター

◆東京事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-17

ICNビル2階 川人法律事務所内

TEL: 03-3813-6909 FAX: 03-3813-6902

◆関西事務局

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1-2-7

あべのメディックス2階202 あべの総合法律事務所内

TEL: 06-6636-9361 FAX: 06-6636-9364

◆HP: <http://www.stopkaroshi.net/>

【巻頭挨拶】 過労死防止法施行から3か月

過労死防止等対策推進全国センター代表幹事

過労死弁護団全国連絡会議幹事長 川人 博



過労死等防止対策推進法（過労死防止法）が施行されてから3か月経過しました。この3か月間、過労死を防止するための全国での活動は、かつてない広がりを見せています。

11月1日の全国一斉電話相談に始まり、11月14日の史上初の政府主催集会、そして、全国各地での集会（労働局が後援等で参加）が開催され、従来の内容・規模を超えるものとして意義の深いものになりました。年が明けてからも、新たな地域でシンポジウム等が開かれており、11月以降、合計約30地域になろうとしています。

また、小学校から大学まで過労死問題での講義・講演が各地で始まっています。

そして、厚労省内に設置された過労死等防止対策推進協議会（委員は20名）に過労死家族4名を含め、法律の成立に努力してきた7名が委員に任命され、同協議会は昨年12月17日に1回目の会合をもちました。同協議会は、今後月1回程度会合を重ね、本年6月頃を目処に過労死等防止対策大綱案を作成することになっています。

過労死を防止するために国を挙げて取り組むことを定めた過労死防止法の制定は、働く者のいのちと健康を守るうえで歴史的な意義をもつものといえますが、大事なのは、この画期的な法律を、私たちがいかに効果的に活かせるかです。

また、労働時間規制をなくす方向での「改革」は、過重労働を一層深刻なものとし、過労死を防止するどころか、促進することになります。その意味で、現在導入が検討されている、いわゆる「残業代ゼロ法案」は、過労死を促進する法案と言わざるをえず、その成立に反対します。

過労死防止法制定のためにおおいなる力を発揮したご遺族をはじめ、支援してくださった方々のご尽力・ご協力に対し心より感謝するとともに、この法律を実効性あるものにしていくために、引き続き、共に活動を続けていきたいと思っております。

〈目次〉

【巻頭挨拶】 過労死防止法施行から3か 過労死防止全国センター代表幹事 川人 博 (弁護士)	…… 1 p
「過労死防止全国センター」を結成! 過労死防止全国センター事務局長 岩城 穰 (弁護士)	…… 2 p
啓発月間初日の「過労死・過労自殺110番」に101件の相談 過労死防止全国センター事務局長 岩城 穰 (弁護士)	…… 3 p
厚生労働省主催の「過労死防止シンポジウム」、盛大に開かれる 過労死防止全国センター事務局長 岩城 穰 (弁護士)	…… 4 p
【特集】 全国各地で開かれた過労死防止のつどい	…… 5 p
「過労死防止を考える神奈川のつどい」報告 笠置 裕亮 (弁護士)	…… 5 p
一過労死救済元年から過労死防止元年へー 大阪、11.20 過労死等防止啓発月間シンポジウム開催 「過労死防止大阪センター」結成準備会 事務局長 柏原 英人	…… 6 p
過労死等防止対策推進兵庫センター 2014年11月設立! 全国過労死家族の会兵庫代表・兵庫センター共同代表幹事 西垣迪世 (過労死遺族) 兵庫過労死弁護団・全国センター兵庫担当幹事 増田祐一 (弁護士)	…… 7 p
「過労死防止を考える島根のつどい」実施報告 元浜田市議会議員 三浦 一雄	…… 9 p
～宮崎にもある過労死、過労自殺～「過労死防止法施行記念 過労死を防止する宮崎のつどい」ご報告 宮崎県 桐木 弘子 (過労死遺族)	…… 10 p
【資料】 各地のつどい開催状況一覧	…… 12 p
過労死防止法に魂を入れ実効性ある防止策へ! 第1回「過労死等防止対策推進協議会」が開催されました。 寺西 笑子 (全国過労死を考える家族の会代表)	…… 14 p
「働くって?」の授業を見学して 中野 淑子 (東京過労死家族の会)	…… 15 p
過労死防止学会にご入会ください 森岡 孝二 (関西大学名誉教授)	…… 16 p
編集後記	…… 17 p



2014年10月29日、東京・四ツ谷の主婦会館エフプラザで、「過労死防止全国センター」(正式名称: 過労死防止等対策推進全国センター)の結成総会が行われた。

このセンターは、これまで過労死防止法の制定を求めて活動してきた「実行委員会」を発展的に解消し(8月23日解散総会)、過労死の防止を願う民間団体・専門家との協力共同と、過労死防止の責務を負う国・地方公共団体との連携の「要」となることをめざすものである。

この日の結成総会には、果たして何人が来てくれるか心配であったが、座りきれないほどの113人をめざすものである。

「過労死防止全国センター」を結成!

過労死防止全国センター事務局長
岩城 穰 (弁護士)

記念講演をされた
粥川裕平医師



が参加し、会場は熱気に包まれた。
森岡孝二先生の開会あいさつ、厚生労働省の過労死等防止対策推進室の鈴木英二郎室長のあいさつに続いて、私が法律制定までの経過と、制定後この日までの経過について報告した。

記念講演を下さった精神科医・粥川裕平先生の「過労死・過労自殺と精神医学」と題するお話は、「睡眠不足によりうつ病や心臓病が増加する」、「偉大な仕事・良い仕事をする人がうつ病になる」(リンカーン、チャーチル、オードリー・ヘップバーン、ハリソン・フォード、エマ・トンプソン、ジム・キャリーなど)、「うつ病も回復すれば良い仕事ができる」など、大変面白く、勉強になった。

続いて、川人博弁護士から「今後1年間の基本方針(案)」が提案された。

「11月啓発月間へのとりくみ」、「大綱づくりへのとりくみ」、「学校教育へのとりくみ」、「調査研究のとりくみ」、「人材育成と連携」、「法制上、

財政上の措置」、「会員の確保」、「健全な財政の確保」のほか、最後に「会員の健康に留意した活動」を挙げられたのが印象的であった。

センターの規約案を採択した後、役員の選出が行われた。代表幹事には森岡孝二(関西大学名誉教授)、川人博(過労死弁護団全国連絡会議幹事長)、寺西笑子(全国過労死家族の会代表)の3人が共同代表として就任し、私は事務局長に就任することになった。

その後、「設立宣言」を、兵庫の若手弁護士の井上智志さんが読み上げ、拍手で採択された。

最後に、代表幹事の一人に選任された寺西笑子さんが力強く閉会あいさつを行い、閉会となった。

初めて結成された団体で、具体的にどのような活動をしていくか、全く手さぐりであるが、過労死の予防と救済を願うすべての皆さまの力を集めることができるよう、がんばっていききたい。



啓発月間初日の「過労死・過労自殺110番」に101件の相談

弁護士 岩城 穰

初めての「啓発月間」の初日である11月1日(土)の午前10時〜午後3時まで、「過労死110番全国ネット」は全国23都道府県で「過労死・過労自殺110番」全国一斉臨時電話相談を行った。

寄せられた相談は101件、内訳は過労死予防・過重労働等の相談61件(うち長時間労働38件、深夜勤務4件、パワハラ14件、その他12件)、労災補償相談21件(うち自殺・精神疾患相談12件(うち死亡5件)、脳・心臓疾患相談7件(うち死亡1件)、その他の相談19件であった。

具体的な相談例を挙げると、

「長時間労働をしている息子が、毎日4時間程度しか眠れていないので、体が心配である。」(40代男性・IT業・母からの相談)

「息子が毎日午前9時半から深夜0時まで勤務しているので、いつか体調を崩すのではないかと心配している。公務員の中にも過酷な働き方をしている人がいることを、もっと社会でも認識してほしい。」(30代男性・

公務員・父からの相談)

「長時間労働に加え、地方への出張が多く、過労により自殺した。労災申請をすべきか迷っている。」(30代男性・営業職)

過労死防止法が制定されても、日々過労死・過労自殺は発生し続けていることが明らかとなった。まさに、このような状況を改善するために防止法は制定され、啓発月間が取り組まれるということを、過労死弁護団としても改めて認識し、頑張りたい。

厚生労働省主催の「過労死防止シンポジウム」、盛大に開かれる

弁護士 岩城 穂

11月1日から施行された過労死等防止対策推進法(過労死防止法)の施行を記念して、厚生労働省主催のシンポジウムが、11月14日(金)午後1時30分〜3時30分、厚生労働省の講堂で開かれた。

会場の400席は満席。過労死家族の会や過労死弁護団の関係者の席は100名で、それ以外の300名は事前に申し込んだ一般の参加者である。

塩崎恭久厚生労働大臣は主催者あいさつで、過労死防止法の意義と成

立までの経過を語られた。超党派議員連盟の馳浩代表世話人は来賓あいさつで、他の議連世話人らの出席者を紹介するとともに、この法律制定にかけた思いとこれからの決意を語られた。

川人博弁護士(基調講演は、明治時代の女工哀史の時代まで遡って日本の過労死問題の異常さを明らかにする、大変格調の高いものであった)。

続いて過労死・過労自殺の8人の遺族の方々が、自らの体験談を語られた。

発言されたのは、①京都の寺西笑子さん(夫49歳)、②大阪の安井敏一さん(息子35歳)、③愛知の内野博子さん(夫30歳)、④東京の古川美恵子さん(息子24歳)、⑤兵庫の西垣迪世さん(息子27歳)、⑥静岡の尾崎正典さん(姉)、⑦東京の中野淑子さん(夫52歳)、⑧東京の中原のり子さん(夫44歳)。

どの方の発言も、一生懸命仕事に打ち込んで働いた人が過労死・過労自殺する理不尽さを告発し、過労死の防止を訴えるもので、参加者は涙をこらえながら聞き入った。

このシンポジウムの内容は、厚労

省のホームページで「議事概要」として公開されている(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000068588.html>)。今後、多くの政治家や役人、研究者や専門家、経済界や労働組合の人たちを含め、多くの人々が視聴することになるであろう。そのことにも、この法律ができた重みを感じる。



【特集】

全国各地で開かれた過労死防止のつどい (第1回)

昨年11月、過労死防止法の施行と同時に「第1回過労死等防止啓発月間」が始まることになりました。この11月を皮切りに全国各地で過労死防止の集いやシンポジウムを開くよう呼びかけてきました。また、9月26・27日に仙台で開かれた過労死弁護団の全国総会でも開催を強く訴えました。

その結果、11月中旬に17都道府県、12月に3県、1月に4県の合計25都道府県で集いやシンポジウムが行われました。これらの集いは、過労死防止法の趣旨に則り、主催者側が手順を踏んで要請すれば、各地の労働局や都道府県など地方自治体の後援が得られることになったことから、多くの集いで後援を取り付け、またあいさつなどをしていただきました。なお、兵庫では、兵庫労働局自体が主催し、兵庫センター準備会や家族の会、弁護士会が協力するという形で行われました。

これから何回かに分けて、各地の集いの報告を掲載します。第1回の本号では、神奈川、大阪、兵庫、島根、宮崎の報告をしていただくことにします。

*12・13ページに「各地のつどい開催状況一覧」を掲載

「過労死防止を考える神奈川のつどい」
報告

弁護士 笠置 裕亮

2014年11月1日、夜6時より、横浜市開港記念会館にて、「過労死防止を考える神奈川のつどい」と題し、過労死防止法をテーマにしたシンポジウムを行いました。

本シンポは、神奈川過労死対策弁護団が主催し、神奈川県・厚生労働省神奈川労働局・東京過労死を考える家族の会からの後援をいただき、開催されました。

まず、野村和造神奈川過労死対策弁護団共同代表からの開会挨拶の後、神奈川労働局労働基準部監督課長から、過労死根絶に向けた今後の連携についてご挨拶をいただきました。

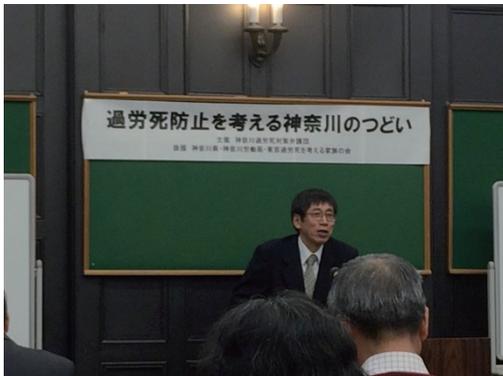
続いて、玉木一成過労死弁護団全国連絡会議事務局長より、過

労死防止法の意義と今後の展望について、基調講演を賜りました。

その後、東京過労死を考える家族の会の方々から、ご自身の経験を踏まえた訴えをしていただきました。代表の中原のり子さんからは、「私には夢がある。過労死のない世の中になりたい。」との力強い訴えがあり、会場から大きな拍手が沸き起こりました。

最後は、堤浩一郎神奈川過労死対策弁護団共同代表からの挨拶で締めくくりました。

参加者からは、「神奈川における今後の過労死防止に向けた取り組みの



野村和造神奈川過労死対策弁護団共同代表からの開会挨拶

東京過労死を考える家族の会代表の
中原のり子さんからの力強いご挨拶



出発点になる集会だった。」ご遺族からの直接の訴えを聴くことができ、胸に迫るものがあった。」という感想をいただきました。

告知期間が短く、殆ど宣伝ができなかった点は反省すべき点でしたが、約40人の方にご参加いただくことができました。

神奈川在住のご遺族は大変多いので、今後も、神奈川でも独自の取り組みを進めていければと思っています。

また、本シンポをきっかけに、行政や遺族の会とも協力しながら、神奈川でも過労死防止センター設立に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。

「過労死救済元年から過労死防止元年へ」 大阪、11・20 過労死等防止啓発月間シンポジウム開催

「過労死防止大阪センター」結成準備会 事務局長 柏原 英人

大阪では、11月20日、エルおおさかで「過労死等防止啓発月間シンポジウム」を開催しました。主催は「過労死等防止大阪センター（仮称）」結成準備会で大阪労働局、大阪府から後援をいただき、大阪労働局、連合大阪、大阪労連、大阪全労協から挨拶を受けました。

行政、労働3団体が一堂に会し挨拶をしていただくという画期的な集会となりました。集会の参加者は



基調講演をする松丸弁護士

141名で、開会挨拶、来賓挨拶、基調講演、過労死を考える家族の会訴え、基調報告、閉会挨拶はいずれも迫力、臨場感あふれるもので大阪における過労死防止にむけての大きな第一歩となりました。

最初に関西大学名誉教授・過労死防止全国センター代表幹事の森岡孝二先生より「国、地方自治体と民間団体が手をたずさえて過労死防止に取り組んでいく新しいページが開かれた」と開会の挨拶があり、その後高井吉昭大阪労働局労働基準部長と労働3団体の代表より過労死防止にかける熱い思いのこもった来賓挨拶をいただきました。

松丸正弁護士（過労死防止大阪センター準備会代表）の基調講演では、1981年からの大阪の過労死救済の歴史を振り返り、1981年7月の「急性死等労災認定連絡会」の発足や田尻俊一郎医師の先駆的な取り組みの話がされ、その中で何よりも「過労死防止には使用者による労働時間管理・把握が不可欠である」ことを強調され「過労死救済元年から過

労死防止元年へ」と結ばれました。

過労死を考える家族の会7名の訴えは、「何としてもこの日本から過労死をなくしたい、自分たちのような悲しい思いをする家族をこれ以上つぐらなない」という強い思いの臨場感溢れるもので、参加者の涙をさそい「過労死はあつてはならない」と全員心を一つにするものでした。わたしはあらためてこの過労死防止運動は過労死を考える家族の会とともにあることを痛感しました。

岩城穰弁護士（基調報告では、過労死防止法は、（1）過労死のない社会の実現を目指して過労死防止基本法対策の効果的な推進を国と地方自治体の責務としたうえで、（2）①

過労死に関する総合的な研究調査、②国民に対する教育・広報を通じた啓発、③過労死に関する相談体制の充実、④過労死問題に関わる民間団体の支援の「4つの防止対策」をおこなうこととし、（3）その推進のために過労死遺族も加わった「協議会」の意見を聞いて「過労死等防止対策大綱」を作り毎年「過労死白書」を出し、（4）調査研究の結果必要と認めるときは



大阪シンポジウムの会場風景

法制上・財政上の措置を講ずることなどを定めていると説明されました。したがってわたしたちのこれからの具体的な過労死防止の取り組みが大変重要になると結ばれました。

集会宣言が採択された後、閉会の挨拶があり、林裕悟弁護士が「法律は出来たけれども過労死防止を具体的にどうすすめていくかはまだ何も決まっていない。法律を実効性のあるものにするためにぜひ皆様の過労死防止大阪センターへの参加をお願いします」と締めくくりました。

「過労死防止大阪センター」結成準備

備会は1月22日に第5回準備会を行い3月13日に結成総会をすることを決定しました。また大阪労働局、大阪府との合同での懇談会も決まり準備をすすめています。

これから大阪で過労死防止を願うすべての労働組合、市民団体、経済団体などに呼びかけて、国や地方自治体が行う過労死に関する調査研究の推進、教育・啓発、過労死の予防・救済のための取り組みに連携していきたいと考えています。過労死がない社会を実現するための活動に、立場を超えて多くの人々に賛同してもらい、共同してこの大阪から日本から過労死という言葉が死語になるよう取り組んでいきたいと思えます。

兵庫センターの共同代表に就任した西垣迪世さんと藤原精吾弁護士



過労死等防止対策推進兵庫センターを設立!

全国過労死家族の会兵庫代表・兵庫センター共同代表幹事

西垣 迪世(過労死遺族)

兵庫過労死弁護士団・全国センター兵庫担当幹事 増田 祐一(弁護士)

1. 6月—— 待望の過労死防止法成立!

通常国会最終日の2014年6月20日午後8時過ぎ、過労死等防止対策推進法が最終法案として参議院本会議において全会派一致で成立した。超党派議員連盟ができてから1年、過労死防止基本法制定全国実行委員会が署名・院内集会・地方自治体での意見書採択を始めてから2年7か月、過労死遺族と弁護士が動き

出してから5年余り、もうこれ以上過労死を出さないでとの悲痛な思いが一つの形になった。私たちの願いを多くの方々が立場を越え支えてくださったおかげである。心から感謝したい。

過労死遺族はせめてもの被災者の労災認定・公務災害認定を願うしかなかったが、認定されても企業に謝罪されても失った家族への想いは尽きず喪失感を埋めることはできなかった。過労死であってもその立証さえできない遺族も多い。この国に過労死はあってはならない!健康的に働くことができ、働くことから命が守られる国に!遺族たちの強い願いだった。

2. 7月—— 成立報告会を兵庫で!

兵庫労災を考える家族の会兵庫過労死弁護士団の弁護士の協力のもと過労死防止法制定兵庫実行委員会を12年5月に70名で立ち上げ、幅広い方々にご支援いただきながら、署名・意見書採択・国会議員への要請を全国とともに行ってきた。意見書を全国に先駆けて採択してください

った議員さん達に、全国2位の署名を集めてくださった労組始め多くの方々に、過労死防止法成立のご報告をしたい。

6月22日、三宮街頭で成立の号外と報告会のチラシを撒いた。

7月27日の成立報告会は、県庁近くのラッセホールで60名の参加で開かれた。全国実行委員会事務局長岩城穰弁護士と兵庫事務局長西垣からの成立報告、ポッセ川村遼平君の報告、兵庫実行委員会世話人4党の県会神戸市会議員さんのメッセージ、遺族の訴え、兵庫の活動を支えてくださった皆さん方と成立を喜び合うことができた。

3. 兵庫実行委員会を発展的に継承する組織を!

報告会に集ってくださった方々のお力を防止法の実効の実施に生かしたい。

兵庫実行委員会は委員長・副委員長には藤原精吾先生始め多くの弁護士さんをお願いし活動していただいていたが、事務局は家族の会が担当し、方針決定・実践・作業等ほぼすべてをこなしていた。兵庫家族の会は動ける限りの行動をした。皆さま方本当にありがとうございます。ただ、このまま進むことは難しい。

防止法実施を長年支えていくには

新しい組織と体制が必要になる。何より事務局長の若返りが必要だった。「西垣より若い事務局長を！」その思いを藤原・渡部吉泰両弁護士にお伝えして今西雄介弁護士に白羽の矢が立った。

4. 9月——兵庫センター準備会立ち上げと兵庫シンポジウムの取り組みへ

今西先生以下、若い弁護士の先生たちと家族の会が9月10日準備会を立ち上げた。目標はとりあえず11月の兵庫センター設立と兵庫シンポジウム開催。

弁護士さん達はお忙しい仕事の合間、何度も会議を繰り返し計画を進めてくださった。2カ月余りの間に二つの大きな課題の準備は正直大変だった。ただ、県会議員さん他の応援もあり、兵庫労働局とも打ち合わせをしながら、何とか進めていくことができた。若い事務局長の誕生は本当によかったと実感！

5. 11月——兵庫センター設立と過労死防止対策推進月間兵庫シンポの成功！

2014年11月12日神戸市教育会館にて、13～13時40分過労死等防止対策推進兵庫センター設立参加50名、14時半～17時兵

庫シンポジウム開催参加130名。会場は労働局が一日借りてくださった。

センター設立は、今西事務局長からの規約説明・採決・藤原弁護士と西垣共同代表挨拶・井上智志弁護士設立宣言読み上げで早々に終了した。多くの懐かしいお顔が並ぶ。10月末に記者会見をしたこともあり、多くのマスコミが駆けつけ報道してくださった。

シンポは兵庫労働局主催、兵庫センター準備会・兵庫労災を考える家族の会・兵庫弁護士会協力で開催され、労働局長挨拶・労働基準部長法案説明・森岡孝二先生講演・三木啓子さん講演・家族の会の話。企業の参加が多くあり画期的なシンポとなった。労働局と兵庫センターの信頼関係の基礎が築かれたことには大きな意義がある。今まで多くの遺族が労災認定を巡って裁判で対峙したのだから。まだまだ対峙する場面も続くが。

藤原弁護士は、「過労死防止法は、仕事を人間らしい労働にする社会に向けての夜明けを呼び寄せる役割を担うもの」と語った。

その防止法取り組みの兵庫の拠点ができたのだ。

6. 今後の展望

過労死等防止対策推進法は、「政府は、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するため、大綱を定めなければならない」と規定しているところ、この大綱の作成が今後進められる。これに対して、兵庫からもしかるべき意見をあげていく予定である。

また、これまでに培った関係各機関との関係を深め、啓発活動、教育活動、相談活動等具体的な過労死防止施策の実施に尽力し、同法を实效あらしめるものになりたい。



「過労死防止を考える島根のつどい」実施報告

元浜田市議会議員 三浦 一雄

私は、一昨年の10月22日任期満了により浜田市議会議員職（四期）を勇退し、残された人生の締めくくりにして、最大の趣味を活かそうといういろいろな計画を建てていました。しかし、計画は「軽画」と化しアツと言う間に未実施のまま一年が経ち、立ち止まると秋空にどんよりとした雲を見つければ、私の胸の内が視えたような気持ちになっていました。



2014/11/29

このような日々を過ごしていた昨年9月28日の夜、岩城穰弁護士から私の携帯に電話があり「過労死防止啓発月間として、11月中旬に全国で北海道・三多摩・愛知・京都・大阪・兵庫・鳥取・福岡・神奈川・宮城県でつどいの開催が検討されていますが、島根県でも是非、開催していただませんか」と問い掛けられました。その時には全く同感する気は起こらず、快諾しなかったものの、よくよく刺激の無い日々を過ごす事への気持ちを考えた時、この際奮起しようと思分一新したうえで、そして岩城穰弁護士の思いを叶えるために、猪突猛進・現場主義精神を思い出し、改めて過労死防止運動を島根県内に広めようと奮起し始めたのです。

この時期は地元の秋の例大祭と重なっていたため、秋祭り後の10月7日松江市の【連合島根】に行き、事務局長と事前協議・打ち合わせを行いました。私は、「過労死防止法を我が島根県で推進しようとしたとき、国・地方自治体・労働側・経営者側・県民が一体となって取り組まなければ実現しません。島根県内の労働側を代表し

て、一緒に取り組んでください」と懇願したし、快諾をいただき11月29日くにびきメッセ国際会議場で「過労死防止を考える島根のつどい」を開催することを決定しました。

つどいの開催を決めたものの、会場使用料・看板等資料作成費・講師料・パネル・謝礼費等の財源をどう確保するのか、主催者、来賓選出、協力、後援団体をどのようにお願いするか、基調講演を誰にお願いするか、パネルはどのような運びで開催するか等、私と連合島根事務局長の二人は頭を悩まされました。開催までの間、幾度となく浜田市と松江市を往復、電話・FAX連絡で情報交換したのです。

財源等を含めいろいろ検討した結果、趣意書を作成して行政機関や県市町村議会・経営者協会への働きかけをすることとしました。10月16日島根県知事と知事室で対面し趣旨を述べ、知事も過労死防止法には深く理解を示されました。その後、島根県議会議長室を訪問して事務局長に趣意書をお渡ししたのです。この日を皮切りに東部方面から安来市役所・市議会事務局に行き、議長（島根県市議会議長会会長）に直接出会う趣旨を説明して趣意書をお渡しいたしました。安来市議会議長は、くにびきメッセの会場に来ていただ

きました。とても嬉しかったですよ。この時期、日本海は荒れていましたので隠岐の島町を含めた4島の町村長・議長への訪問は取り止め、郵送で趣意書をお渡ししました。この、4町村を除く県内14市町の首長と議長へは直接出向き、趣意書を提出、手渡ししたのです。西部方面の津和野町役場まで、全ての市町村含めた機関への訪問を終えたのが10月24日でした。

この趣意書の要旨は、『島根県民から過労死等を出させない』との社会的メッセージを発信し、「過労死防止を考える島根のつどい」開催に対する、行政職員・県市町村議員・経営者協会・労働組合・県民等の積極的な参加と、協賛金への理解と賛同を



2014/11/29

求めるものでした。

行政側・議会側からの参加に対する理解は得ましたが、協賛金に対しては厳しい結果となりました。しかし想定外の結果として、私が現在でも過労死防止活動を行っている事を知った浜田市・江津市民等の方々から、個人協賛金をいただいた時は感動ものでした。

結果として財源面では、個人・団体(一部の自治体と議会、経営者協会、労働組合等)・会場でのカンパ箱設置(参加者からの寄付)・連合島根の負担金を合わせ、285000円確保で島根のつどいが開催できたのです。

過労死防止を考える島根のつどいの内容は、主催者あいさつを「過労死防止を考える島根の会 代表世話人」として私が挨拶しました。来賓挨拶では島根労働局長・島根県副知事・島根県議会議長からあいさつがあり、基調講演は寺西笑子様「過労死防止法にかける思い」と題しお話をいただきました。講演の佳境となったとき、会場内からはすすり泣く方々や、ハンカチで目頭を押さえる姿もありました。シンポジウムではパネラー方式で、寺西笑子家族の

代表世話人・島根県経営者協会副会長・高橋真一弁護士・連合島根副事務局長にパネラーをお願いして、島根労働局労働基準部長にオプザー

バー、鳥取大学医学部教授にコーディネートとしてつどいを進行していただき、最後に「島根における過労死撲滅をめざす」宣言採択を連合島根事務局長が提起、満場の拍手で採択されました。参加者数は172名でした。突然の衆議院解散は、参加を予定していた議員から『選挙の関係で行けなくて本当に申し訳なかつたです』と5名の方々から声掛けが年末にありました。

島根のつどいが閉会后、会場内で参加者から『寺西さんの話をもっと聴きたかったです。過労死防止法の中身が良く理解できました。発言する時間が足りなかつたです。これからの活動は考えておられますか、注目していますよ』等の意見をいただき、私の嫁も長男夫婦も『やはり来て良かった』と言っていました。

今回、このような形で島根県での開催できたことは有意義だったと思っております。今後は、鳥取県米子市在住の高橋真一弁護士、自死遺族会「しまね分かち合いの会・虹」と連携プレーのなかで活動してまいります。

宮崎にもある過労死、過労自死

「過労死防止法施行記念 過労死を防止する宮崎のつどい」が報告

宮崎県 桐木 弘子(過労死遺族)

「過労死等防止対策推進法」の制定・施行に合わせて、宮崎では昨年11月19日に100名を超える参加者を得て、「過労死を防止する宮崎県のつどい」を無事開催することができました。

主催は、働く人のいのちと健康を守る宮崎県連絡会で、宮崎労働局の後援、宮崎労働弁護団の協力をいただきました。労働局からは開会の挨拶をしていただきました。

宮崎生協病院からは、永友英之医師(呼吸器内科)による「働き過ぎ

でなぜ死に至るのか？」と題して医師の立場から報告があり、地方センター結成の必要性を強調してくださいました。

西田隆二弁護士からは、「宮崎にもある過労死、過労自死」と題して、宮崎の実態や事案について報告があり、過労死等防止対策推進法の内容、施行されたことの意義、実効性を持たせるための今後の取り組みについてなど、わかりやすく詳細に説明していただきました。

このつどいでは、大切な家族を亡くして苦しんでいる遺族の実態や、その遺族を支える支援者や弁護士の闘いなど、今まで表に出ることのなかった当事者の生の声を初めて県民に伝えることができたことに大きな意義があったと思います。遺族の発言は2名だけでしたが、過重労働から脳疾患を発症した夫を亡くした妻と、過重労働とパワハラにより23歳で自死した息子を持つ母親が、それぞれ立場で、各々の思いを、20分ずつ発言することができました。



「宮崎にもこれほど深刻な過労死、過労自死が起きているとは知らなかった。」「遺族が勇気を持って話をしたことに感動した。」など、その内容の重さに会場に来ていた人々が衝撃を受け、発言に熱心に耳を傾ける様子は、壇上の私からもはっきりわかるほどでした。

中学校教師だった夫を亡くされた遺族からは、脳疾患を発症し植物状態だった夫を、小さい子供を育てながら3年半に及ぶ看病のすえ亡くした悲しみ、無力感、さらに公務災害認定までの困難、苦勞の訴えがあり、皆の涙を誘いました。

私からは、息子が行方不明になって3日後に遺体と対面するときの恐怖、息子が自死に至るまでの出来事と変わり果てていく息子を救えなかった自責の念、過労死は誰にでも起こる可能性があること、家族を守るために何ができるかなどを発言させていただきました。宮崎で、たった一人の過労死を考える家族の会の会員である私は、家族会の遺族や支援者に守られながら、宮崎で署名活動をしてきたこと、厚労省前でのピラ配りや国会議員に訴えるための院内集会への参加や発言など、できるかぎりの活動をしてきたことについても述べ、全国の遺族や過労死弁護士、有識者などの力が結集され、3年余

りの絶え間ない必死の活動の結果、やっと制定された法律であることを伝えました。

来場者の感想に、「過労死防止法制定に漕ぎ着けた運動に敬服する。」という文言があったことも付け加えておきたいと思います。

このつどいの子は、県民が最も読んでいる地方紙の宮崎日日新聞に翌日掲載されました。週末には民放でもテレビ放映され、より多くの宮崎県民の目と耳に触れることができ、第一回目の取り組みとしては大成功をおさめることができました。

宮崎の地でこれほどの成果を上げることができたのは、主催者のいの健センター事務局の松本さんの素早い行動力と、西田弁護士の責任感と情熱、宮崎日日新聞の労働組合関係者の方々のサポートがあったおかげです。弁護士の参加も20名と多く、つどいを後押ししてくれたものと感謝しています。

当初、30名程度の会場を予定していたのが、宮日新聞労働組合の協力により250名収容の宮日会館が無償で借りられることになったのも、成功の要因の1つであったと思います。大きな会場というプレッシャーから、それぞれが、できる限り多くの人に声をかけ、特に弁護団の皆さんは手分けして多数の関係機関に声

をかけて頂くなど尽力されました。

今回、素晴らしいメンバーが揃ったことで、私は1人ではなくなり、中央から遠く離れた宮崎でも、たくさん仲間と協力し合って、過労死を無くすために具体的に何をすればいいのか、皆で考えることができるようになりました。これから1つずつ問題をクリアしながら、第2回宮崎のつどい開催に向けて頑張りたいと思います。

【資料】 過労死防止啓発月間 各地のつどい 開催状況一覧

2015・1・29 現在、開催日順

	都道府	開催日時	会場	名称	講師など(敬称略)	主催・後援	参加人数
1	神奈川県	11月1日(土)	開港記念館6号室	過労死防止を考える神奈川のつどい	「過労死防止法の意義と今後の展望」(玉木一成弁護士)	主催/神奈川県過労死対策弁護団 後援/神奈川県・神奈川労働局・東京過労死家族の会	約 40
2	京都府	11月8日(土) 13:30~16:30	京都弁護士会館	過労死を考える京都のつどい	講演「過労死とは、過労死防止法にかける思い」(寺西笑子)、「過労死等防止対策推進法は何を求めているか」(古川拓弁護士)	主催/過労死を考える京都のつどい実行委員会 後援/京都労働局、京都府、京都市、京都弁護士会	50
3	東京都(三多摩)	11月12日(水) 18:30~20:30	立川市民会館第1会議室	過労死を考える三多摩のつどい~過労死等防止対策推進法の施行にあたって~	「過労死の実情と求められる防止対策」(尾林芳匡弁護士)	主催/三多摩過労死弁護団 共催/東京過労死を考える家族の会 後援/東京労働局	41
4	兵庫県	11月12日(水) 14:30~16:30	神戸市教育会館大ホール	過労死等防止啓発月間シンポジウム	「念願の過労死防止法が制定されました」(森岡孝二)、講演(三木啓子)	主催/兵庫労働局 協力/過労死等防止対策推進兵庫センター準備会、兵庫労災を考える家族の会、兵庫県弁護士会	130
5	宮崎県	11月19日(水) 18:00~	宮日会館11階ホール	過労死防止法施行記念 過労死を防止する宮崎県のつどい ~宮崎にもある過労死、過労自死をどう防ぐか~	「働き過ぎでなぜ死に至るのか?」(永友英之医師)、「宮崎にもある過労死、過労自死~過労死防止法の意義」(西田隆二弁護士)、過労死遺族の訴え	主催/働く人といのちと健康を守る宮崎県連絡会 後援/宮崎労働局	約 100
6	千葉県	11月19日(水) 18:30~20:30	千葉市文化センター	過労死を考える千葉のつどい	「過労死の実情と求められる防止対策」(尾林芳匡弁護士)、過労死遺族の訴え	主催/過労死を考える千葉のつどい実行委員会 後援/千葉労働局	25
7	福岡県	11月19日(水) 17:30~19:30	博多バスターミナル9階	過労死防止対策シンポジウム~過労死等防止対策推進法を活かして過労死ゼロの社会へ	「意識を変え、制度を改める推進力に 過労死防止法成立の意義と課題」(岩城 穰弁護士)	主催/過労死防止福岡センター設立準備会 共催/九州労働弁護団、自由法曹団福岡支部、福岡青年法律家協会 後援/福岡労働局、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議	約 60
8	大阪府	11月20日(木) 18:30~20:30	エル大阪南館5階ホール	過労死等防止対策推進法 啓発月間シンポジウム	「過労死救済元年から過労死防止元年へ」(松丸正弁護士)、「過労死防止法の内容と意義」(岩城穰弁護士)、遺族からの訴え	主催/過労死防止大阪センター設立準備会 後援/大阪労働局、大阪府	141
9	宮城県	11月21日(金) 18:30~	仙台市メディアテークスタジオシアター	過労死防止フォーラム 子どもたちに過労死のない社会を	新法についての説明(宮城労働局)、遺族の訴え、中学校教員の過重労働の実態(現役教員)	主催/東北希望の会 後援/宮城県	約 50
10	静岡県	11月21日(金) 18:30~20:30	静岡労政会館	過労死を考える静岡県のつどい~過労死等防止対策推進法の施行にあたって~	「過労死の実情と求められる防止対策」(岩井羊一弁護士)	主催/静岡県労働・過労死問題弁護団 共催/静岡県働くものの安全と健康を守るセンター、静岡過労死家族の会 後援/静岡労働局	31
11	愛知県	11月22日(土) 13:30~16:00	ウインクあいち	過労死防止を考えるつどいin名古屋 なくそう過労死まもろう労働基準法	講演(愛知労働局監督課長)、講演(岩井洋一弁護士)、過労死遺族の訴え	主催/名古屋過労死を考える家族の会 後援/愛知労働局、愛知県、名古屋市、愛知県弁護士会	77
12	石川県	11月22日(土) 14:00~16:30	石川県地場産業振興センター第11研修室	過労死をなくそう! 石川県のつどい	「過労死防止法施行の意義と内容について」(岩城穰弁護士)	主催/働くもののいのちと健康を守る石川センター 後援/石川県労働局、石川県	約 40
13	北海道	11月22日(土) 14:00~17:00	北海道クリスマスセンター	過労死を考える市民集会~過労死等防止対策推進法の施行にあたって~	「法制定までの活動と、法を活かした過労死根絶の取り組み」(寺西笑子)、「過労死等防止対策推進法の実効性担保のためにできること」(皆川洋美弁護士)	主催/過労死を考える市民集会実行委員会 後援/北海道労働局、北海道	57
14	秋田県	11月24日(月) 13:00~15:00	くらしと労働会館	過労死の防止を考える集いin秋田	新法の説明(秋田労働局)、過労死遺族2名の報告	主催/秋田過労死弁護団 後援/秋田県労働組合総連合	20

15	福井県	11月28日(金) 18:30~20:00	福井県 国際交流会館 第1・2 会議室	過労死等防止対策推進 法施行記念 過労死シン ポin福井	「過労死等防止対策推進法の 意義」(海道宏実弁護士)、「法 制定に向けた遺族の思いと今 後への期待」(寺西笑子)	主催／福井過労死弁護団 後援／福井労働局、福井県、全国 過労死を考える家族の会	約 30
16	島根県	11月29日(土) 14時~16時	松江市く にびき メッセ国 際会議 場	過労死防止を考える島 根のつどい	「過労死とは、過労死防止法に かける思い」(寺西笑子)、パネ ルディスカッション	主催／過労死防止を考える島根 の会、連合島根 協力／島根労働局、島根県、島根 県議会、島根県市長会、島根県町 村会、島根県市議会議長会、島根 県町村議町会 後援／全国過労死を考える家族 の会、過労死弁護団全国連絡会 議、自死遺族会「しまね分かち合 いの会・虹」	172
17	鳥取県	11月30日(日) 13時~15時	とりぎん 文化会 館 第2 会議室	過労死をなくす鳥取県 のつどい	基調講演(寺西笑子)、「過労死 等防止対策推進法の意義と内 容」(高橋真一弁護士)、シンポ ジウム	主催／過労死をなくす鳥取県のつ どい実行委員会 後援／鳥取労働局、鳥取県	77
18	広島県	12月2日(火) 18:30~	広島YM CA国際 文化セ ンター2 号館 大 会議室	過労死を防止する県民 のつどい~過労死のない 社会を実現するために~	「過労死防止法の意義と課題」 (岩城稔弁護士)	主催／広島労働弁護団 後援／広島労働局	約 40
19	滋賀県	12月7日(日) 14:00~16:30	大津市 ふれあ いプラ ザ 大 会議室	過労死を考える滋賀の つどい	「過労死・過労自死とは、過労 死防止法にかける思い」(寺西 笑子)、「過労死防止法は私た ちに何を求めているか」(古川 拓弁護士)、遺族の発言等	主催／過労死を考える滋賀のつど い実行委員会 後援／滋賀労働局、滋賀県、大津 市	21
20	三重県	12月20日(土) 13:30~16:00	四日市・ じばさん 三重	過労死を考える三重の つどい 過労死等防止対 策推進法の施行をうけて	講演(三重労働局労働基準部 長)、基調講演(鈴木美穂)、基 調報告(小貫陽介弁護士)、過 労死遺族の訴え	主催／名古屋過労死を考える家 族の会、過労死弁護団三重 後援／三重労働局、全国過労死 を考える家族の会、過労死弁護団 全国連絡会議	約 30
21	大分県	1月13日(火) 14:00~15:30	大分県 弁護士 会館	過労死を防止するつど いin大分	基調講演(森岡孝二)、過労死 遺族からの訴え等	主催／過労死等防止対策推進大 分センター設立準備会 後援／大分労働局 共催／九州労働弁護団	34
22	和歌山 県	1月16日(金) 18:30~	新橋ビ ル8階 会議室	いのけん学習集会ー過 労死防止を考えるー	「過重労働対策の現状とこれか ら」(和歌山労働局監督課長)、 「意識を変え、制度を改める推 進力に 過労死防止法成立の 意義と課題」(岩城稔弁護士)、 過労死遺族の訴え	働くもののいのちと健康を守る和 歌山県センター	35
23	岡山県	1月17日(土) 13:00~14:30	岡山労 働福祉 事業会 館5階	過労死をなくそう！過労 死等防止対策推進法制 定記念のつどい	記念講演(寺西笑子)、「過労死 防止法の内容と意義」(清水善 朗弁護士)	主催／岡山過労死を考える家族 の会 後援／岡山労働局、岡山県、岡山 県労働組合会議、岡山県労災職 業病過労死連絡センター	約 60
24	山梨県	1月17日(土) 13:30~16:00	かいてら ず(山梨 県地場 産業セ ンター) 2階大 会議室	過労死防止法成立記念 講演会	開会あいさつ(山梨労働局監督 課長)、「過労死等防止対策推 進法の意義と今後」(山際誠弁 護士)ほか	主催／働くもののいのちと健康を 守る山梨県センター 後援／山梨労働局	37

過労死防止法に魂を入れ実効性ある防止策へ! 第1回「過労死等防止対策推進協議会」が開催されました。

寺西笑子（全国過労死を考える家族の会 代表）

本法律の第7条に、政府は過労死等の防止のための対策を効果的に推進するため、過労死等の防止のための対策に関する大綱（基本計画のよいうなもの）を定めなければならないとし、厚生労働大臣は大綱の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、遺族らを進捗協議会に設置された過労死等防止対策として設置されました。まさに過労死防止法に魂を入れ実効性あるものにする重要な位置づけになるものです。

昨年12月17日、厚生労働省内において第1回過労死等防止対策推進協議会が開催されました。会場は、多くの傍聴人とメディア報道関係者で埋め尽くされ、関心の高さが伝わってきました。協議会委員の当事者代表は過労死家族の会から4人（寺西、中原、中野、西垣）、労働者代表は連合から4人。使用者代表から4人（経団連、中小企業団体、日本商工会議所、東京経営者協会）。専門知識を有する代表は、森岡先生、川人

弁護士、岩城弁護士を含む8人、合計20人です。各委員は塩崎厚生労働大臣から2年任期非常勤の任命を受けました。

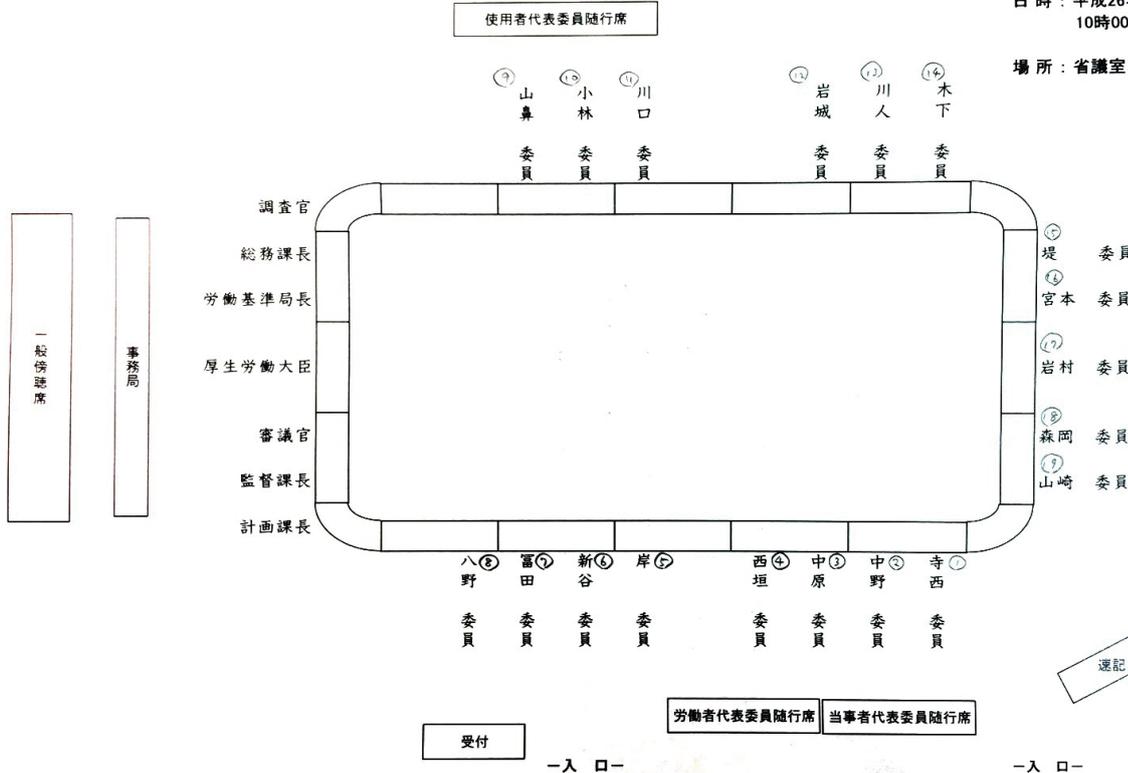
冒頭に塩崎厚生労働大臣の挨拶があり、自らも過労死防止基本法の制定を目指す超党派議員連盟の一員として制定に向けて取り組んできたこと、省内においても長時間労働削減推進本部を設け過重労働の撲滅に向けた取組や働き方の見直しについて企業への働きかけの強化を進めていると、協議会委員として知識や経験に基づいた意見を頂き行政機関と連携して過労死防止対策に全力をあげて取り組む決意を述べられました。

大臣は他の公務で中座され、各委員の紹介後に会長が選出され、会長に岩村委員（東大教授）、会長代理は堤委員（北里大学教授）に決まりました。事務局から資料説明と成立後の取り組みと過労死等の防止のための対策（調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体に対する支援）と予算要求について説明があり、本法律はすでに動き出していることを

第1回 過労死等防止対策推進協議会 座席表

日時：平成26年12月17日(水)
10時00分～12時00分

場所：省議室(9階)



実感しました。

続いて、当事者代表委員の寺西、中野さん、中原さん、西垣さんと順次自己紹介をしました。発言趣旨は当事者の事例（外食産業、学校職場、医療職場、SE職場）、協議会への要望と期待など3分程度にまとめました。被災した家族は真面目で責任感が強く仕事熱心、優秀な人が長時間過重労働に陥り過労死する実態を訴え、公務災害の統計と関係省庁の参加、労働者の環境改善、勤務時間の管理、中高大学に向けてのワークル教育をおこなうなど、要望しました。

労働者代表から過労死防止法が全会派一致で成立したということは立法院から行政府に対して重い指示が下されたということ、過労死防止するためには長時間労働防止のための具体的な法整備を進めていくべきとの意見がだされ、連合が組織的に取り組んだ、自らの職場から過労死を出さないとの宣言を採択した労働組合は約6400件のぼるとの報告がありました。

使用者側からは、法案成立後に塩崎厚労大臣や労働局から長時間労働削減を始めとする働き方改革に向けた要請があったとの報告、ワークライフバランスについて個別企業労使が知恵を出し合っ取り組んでいる

事例報告がありました。

有識者からは、過労死問題は氷山の一角であること、認定されない事例の中に重大な問題が多く含まれているとの指摘や脳心臓疾患についての統計がないなど。労働時間の実態把握、企業調査、労働者調査など調査研究への提言が出されました。

岩村会長から、今後は厚生労働省所管だけではなく公務部門についても本協議会での大綱で定めるべきことになるところと受け入れられ一歩前進を期待するところでした。

こうしてそれぞれの立場から過労死を防止する観点の総論は一致し、第1回目の協議会は閉会しました。次回、第2回目から各論に入ります。

過労死が大きな社会問題になって四半世紀になります。過労死家族の会は長きにわたり過労死のない社会を願って活動してきました。過労死防止法は、過労死、過労自死で多くの尊い命が犠牲になってきた法律であることを忘れてはなりません。

無念な思いで亡くなった命を無駄にしないために教訓を活かし、過労死防止法に魂を入れ実効性ある対策に活かしてもらえよう遺族の役割を果たしていく所存です。

「働くって？」の授業を見学して

中野 淑子（東京過労死家族の会）

去る2月14日、東京都大田区立南六郷小学校6年生2学級を対象とした「働くって？」という題材の授業を、希望者7名で参観してきました。これは、社会保険労務士であり、過労死防止全国センターのメンバーでもある重本桂さんから、子供たちの「社会的・職業的自立」を願い、「働く」ことを考えさせ「労働者としての権利・義務」などの知識を教える授業をしていらつしやるということ



を伺い、過労死防止の啓発活動の一環としての学校教育に参考になればと思い、今回見学の運びになったものです。その日は学校公開日で、保護者も20名ほど参観に見えていました。

授業者は、重本さんの所属するキヤリア教育研究会（40名）のメンバーの一人（女性）で、最初に後出しじゃんけん（負ける方を出す）を何回かして遊び、子供たちの緊張をほぐし授業に入り込める雰囲気づくりをしました。その後、静かな口調で自己紹介「社会保険労務士」とは：から話し始め、「いつから働けるのか？なぜ働くのか？1時間働くといくらになるか？等」と問いかけながら、次第に本論に入ってゆき、働くことの喜び・やりがい・きまり・辛いこと・困ったときはどうする？・大切なこと・協力・頑張る・休む・夢など等、先生や保護者への問いかけなどしながら授業は進みます。80余名の児童は、自分と向き合いながら真剣に考えているようでした。

事前に、児童に身近な働く大人にインタビューをさせておき、その結果を円グラフに纏めたものを基に、子供たちの学校生活・係活動などと

関連付けながら展開されたので、児童は何度もうなぎながら聴いていました。また、二人の担任の先生に「なぜ教師になったのか? 教師としてのやりがいとは?」などと質問し、それに答える先生のお話じつと耳を傾ける児童の姿が印象的でした。終末のまとめの段階で、二人の担任の先生の人間関係や仕事上の困難や処理の仕方などのお話には、「働く大人」の姿を垣間見てひどく感じ入っていた姿も感動的でした。

最後に感想を聞くと、「元氣よく20名余の児童から手が挙がりました。」

「時給が県によって違うことがわかった。僕の母さんは1200円だ。」

「困ったことがあったら一人で悩まずに、親に相談しよう。」

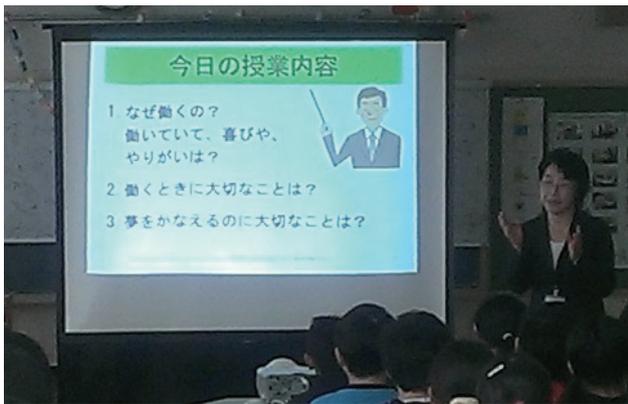
「働くことは生活のためだけではなく、喜びも、辛さも、きまりもいろいろあることがわかった。」

「学校と社会との関連がわかった。」など等、他にもたくさん出ました。小学生なりに「働く」ことの意味が理解され、今後の学校生活に活かされるものと思います。

授業内容は、当然ながら小・中・高校と発達段階に応じて内容が深められて指導されるとのこと、次回の中学校の授業が楽しみです。授業の内容・組み立て方・発問など、大変

参考になりました。

当該校での授業は今年で6年目、うち重本さんは4回の授業実践があるとのこと、きちんと繋がりが出来ているようです。さまざまな困難を克服して、25回にも及ぶ授業実践に敬服しました。



過労死防止学会にご入会ください

森岡 孝二(関西大学名誉教授)

昨年6月「過労死等防止対策推進法」(略称・過労死防止法)が成立し、11月1日から施行されました。最初の啓発月間となった同月を中心に全国で各府県の労働局の後援を得て過労死防止の催しが行われました。

この法律によってこれまで実施されてこなかった過労死の総合的な調査研究が国の責任で行われることになりました。厚生省に設けられた協議会では、家族の会や弁護団のメンバーも参加して、過労死等の防止対策に関する大綱を作成する作業が始まりました。

こういう動きを受けて、私たちは過労死防止全国センターと協力して、過労死の実態とその防止対策の調査研究のために、各分野の35人の方々に発起人になっていただき、新たに学会を立ち上げる準備を進めています。

この学会は、過労死(過労自殺および過労疾病を含む)に関する調査研究を行い、その成果を過労死の効果的な防止のための対策と取り組みに生かすことを目的としています。会員は、過労死被災者とその家族、勤労者のいのちと健康に関心をもつ研究者、弁護士、活動家、ジャーナ

リスト、その他本会の目的に賛同する個人によって構成されます。

今後の予定としては、2015年2月から会員を募り、2015年5月23日(土)に設立記念大会(別紙プログラム参照)を持ちたいと考えています。つきましては、ぜひとも過労死防止学会にご入会ください。まずようご案内申し上げます。

ご参考までに5月23日に予定している設立記念大会のプログラムを掲げておきます。

過労死防止学会設立記念大会 プログラム

日 時： 2015年5月23日(土) 13:00～17:00

会 場： 明治大学

第 I 部： 記念シンポジウム 13:00～16:00

急がれる過労死の調査研究と防止対策——いま何が問われているか

<報告> 各 30 分 13:10～14:40

「過労死のない社会の実現をめざす遺族の願いと防止法の課題」

寺西 笑子 (全国過労死を考える家族の会代表)

「過労死の根因とこれからの課題」

熊沢 誠 (甲南大学名誉教授)

「ここ最近の日本における企業情勢と職場のメンタルヘルス」

加藤 敏 (自治医科大学精神医学教室教授)

休憩 10 分

<予定討論> 各 10 分 14:50～15:30

ノース・スコット (大阪大学人間科学研究科教授)

岸 玲子 (北海道大学環境健康科学研究教育センター特任教授)

西谷 敏 (大阪市立大学名誉教授)

東海林 智 (毎日新聞記者)

<全体討論> 30 分 15:30～16:00

<司会>

川人 博 (弁護士、全国過労死弁護団幹事長) 笠木 映里 (九州大学法学部准教授)

第 2 部： 設立総会 16:00～17:00

懇親会 17:00～19:00

***** 編集後記 *****

過労死等防止対策推進法が施行されて既に3か月。ようやく創刊号を発行することができました。締め切りのタイトな中で原稿を執筆してくださったみなさま、編集に携わってくださったみなさま、本当にありがとうございます。法律が施行されても、それだけで過労死がなくなるわけではありません。どのような防止策が検討されているのか？その進捗状況は？効果は上がっているの？そんな情報を共有し、さらなる啓発や対策につながっていくツールになるような紙面づくりをしていきたいと思っています。もしかしたら、次号はこれをお読みのあなたに原稿をお願いするかも知れません。その時はぜひにご快諾くださいね。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

編集責任者 林 裕悟 (弁護士)